

〈高山労基署だより〉

平成22年11月号

飛騨の短い秋も終り、雪の到来を待つ日々となりました。各事業場でも本格的に冬への備えを始めているところではないかと思えます。

冬に特有の災害である、凍結、積雪路面での転倒災害の防止については、ハード面だけでなく、ソフト面についても十分検討して、今から対策を講じていただくようお願いいたします。

< 労災かくしの排除について >

労働災害が発生した場合、使用者には、被災者に対する補償を行うほか、その災害の発生状況等について所轄の労働基準監督署に対して報告する義務が生じます。

「労災かくし」とは、「故意に労働者死傷病報告を提出しないこと」又は「虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出すること」をいい、このような労災かくしは適正な労災保険給付に悪影響を与えるばかりでなく、労働災害の被災者に犠牲を強いて自己の利益を優先する行為で、労働安全衛生法第100条に違反し又は同法第120条第5号に該当することとなります。

このような労災かくしに対して厚生労働省は、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、[厳正に対処すること](#)としています。

当署においても、平成10年2件、11年1件、12年2件、15年2件、19年2件の「労災かくし」事案を送検処分しております。

「労災かくし」は、特に建設業で多く発生しています。公共事業の削減により、受注競争が激しくなっている中、「労災かくし」の増加が危惧されます。

「労災かくし」が犯罪であることを十分ご理解いただき、その発生を防止すると共に、その疑いがある場合には、労働基準監督署へ情報をお寄せいただくようお願いいたします。

< 労働保険の加入について >

労働保険は、雇用保険と労災保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除く)

労災保険については、労働基準監督署で給付を行っていますが、保険料は全額事業主負担であり、事業場単位で加入手続きを行い、労働者ごとの加入手続きは必要ありません。

事業主が加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合にも、被災労働者に対する給付は行われます。但し、この場合、事業主が故意又は重大な過失により加入を怠っていたと認定されたときは、最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)を徴収するほか、労災保険給付額の100%(故意)もしくは40%(重大な過失)を徴収することとなります。

病院の診療費、休業補償さらには後遺障害が残った場合の障害補償など一たび災害が発生した場合には、多額の費用がかかります。また、労災保険では、通勤途上の災害についても補償が行われます。

労働者が安心して働くことができるよう、労働保険の加入に怠りがないよう、ご留意をお願いいたします。

なお、12月からは、事業主が労働保険の加入に必要な手続きを行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できるようになります。(詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください)

< 過重労働による健康障害防止のための講習会開催について >

エコカー減税、エコポイントなどの景気刺激策により、製造業を中心に生産の回復が見られ、特に本年初めごろから夏ごろまでは、増産等企業活動の活発化により、一部の事業場において時間外労働の大幅な増加がみられました。

これは、リーマンショック後の急激な景気後退により、非正規労働者の解雇や雇い止め、派遣契約の解除などが行われ、生産現場では、大幅な人員削減となっていたところへ、増産が求められたのに対し、先行きの不安感等から雇用増への動きが鈍く、時間外労働の増加により対応したことが主な要因であったと考えられます。

過重な時間外労働による心身の健康への影響は、既に広く知られているところですが、本労基署だより9月号でご紹介しましたとおり、当署に対して職場におけるいじめ、パワハラなどに関する相談が増加していることから、最近の職場の状況は、労働者にとって非常に強いストレスにさらされる場となっていると思われる。

こうした中、貴重な戦力である一人一人の労働者の心身の健康を維持、向上させるために、事業場として様々な措置を講じることが求められていることから、当署では、11月26日(金)に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、岐阜産業保健推進センター相談員(カウンセリング担当)の小山田隆明先生(岐阜大学名誉教授、岐阜女子大学教授)を講師にお招きし、過重労働による健康障害の防止のための講習会を開催することといたしました。

いわゆる「過労死」やうつ等精神障害が発生しない、安心して働くことのできる職場づくりのために、この講習会を活用していただくようお願いいたします。

< 新たに1社で「はつらつ職場づくり宣言」事業場登録 >

岐阜労働局、岐阜県労働基準協会連合会などで構成する「はつらつ職場づくり推進会議」が取り組んでいます「はつらつ職場づくり宣言事業場登録制度」につきましては、本労基署だよりにおいて飛騨地域での新規登録事業場について、登録のたびにご紹介しておりますが、10月に飛騨市古川町の株式会社喜多村古川工場様が新たに宣言事業場として登録され、「はつらつ職場づくり推進会議」から、登録証及び楯が授与されました。

これで、当署管内の登録事業場は11社となりました。登録事業場の名称、業種については、岐阜労働局のホームページに掲載されています。また、宣言内容についても、公開を了承いただいている事業場については、同ホームページで公開しております。

はつらつとして働ける職場を作るために、労使が共同で宣言を行うことには、様々な意義があり、できるだけ多くの事業場で取り組んでいただきたいと思いますと考えております。是非、一度岐阜労働局のホームページをご覧ください、「はつらつ職場宣言」をご検討いただきますようお願いいたします。

当署といたしましても、今後とも、飛騨地域の事業場で一つでも多く宣言が行われるよう、機会をとらえて周知、勧奨に取り組んでまいります。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見るができます。(ホームページトップ労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

